

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直しへ向けて

平成 30 年 1 月 10 日

行政手続部会

各省庁は、行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、平成 30 年 3 月までに基本計画を改定することとされているが（平成 29 年 3 月 29 日行政手続部会取りまとめ）、営業の許可・認可に係る分野につき、以下のような方針で各省庁に基本計画の改定を求めることとする。

- 1 「基本計画の見直し方針（仮称）」を行政手続部会において 2 月中旬に取りまとめ、これに基づき各省庁に対し、基本計画の見直しを求めるものとする。見直した基本計画については 3 月 2 日（金）までに提出するものとし、その後、必要に応じ、行政手続部会（第 1 検討チーム）においてヒアリングを実施するものとする。
- 2 上記の「基本計画の見直し方針（仮称）」は、1 月から 2 月に実施予定の各省ヒアリングをも踏まえ策定するものとするが、以下のような内容を含むものとする。
 - (1) 基本計画（営業の許可・認可）分野において、各省の行政手続コストが 2 割削減される旨を各省ごとに「道筋」を示すこと。その際、各省ごとに、29 年度末時点での行政手続コスト（手続ごとのコスト＋省所管手続全体でのコスト）を明示した表を作成・公表するものとする。その際、既に削減目標を定めている手続については、当該目標も明記（具体的な作業様式等は事務局にて別途作成）。
 - (2) 既に行政機関が保有している情報については、添付書類としての提出を一括して撤廃することとして見直すものとする。
 - (3) 本人確認につき、「押印は厳格な本人確認を要するものを除き不要」「電子申請の場合でも、厳格な本人確認を要するものを除き電子証明書は不要」との考えに基づき、見直すものとする。
- 3 電子申請の導入につき、各省に対し積極的な検討を要請する。とりわけ 10 万件/年以上の手続については、電子申請の導入の可否につき検討するものとし、導入できない場合にはその理由を行政手続部会にて説明を求める。